

子育て世帯臨時特例給付金の申請期限を延長しました

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2014年10月11日更新

子育て世帯臨時特例給付金とは？

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨時的な措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付金として支給します。

給付対象者

基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限に満たない方になります。

(ただし、臨時特例給付金の給付対象要件を満たす児童及び生活保護の被保護者となっている場合などは対象外です。)

給付額

対象児童1人につき 1万円 ※臨時福祉給付金と重複して受給することはできません。

申請期限

平成26年12月26日(金曜日)

申請先

三春町保健センター(三春町字南町26番地の1)

※ただし、平成26年1月2日以降に転入された方は、基準日(平成26年1月1日)において、住民登録がされている市町村になります。

申請手続き

・7月上旬に該当する対象者(世帯)に申請書を送付いたしましたので、期限内に申請してください。申請書を紛失された方はご連絡ください。

・公務員の方につきましては、勤務先の児童手当支給担当部署等から申請書様式及び公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書様式を受取り、必要事項を記入のうえ申請してください。(郵送も可)

◇問い合わせ先 保健福祉課福祉グループ 62-3166

このページに関するお問い合わせ先

保健福祉課 福祉グループ

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1-2

Tel:0247-62-3166 Fax:0247-62-5110

お問い合わせはこちらから